# 地域に根差した観光振興に従事する

# 東栄町地域おこし協力隊募集要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、東栄町観光まちづくり協会の活動に従事する東栄町地域おこし協力隊(以下「隊員」という。)の募集に対し、東栄町地域おこし協力隊の設置に関する要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (目的)

第2条 東栄町は、第6次総合計画において、観光客等の受け入れ体制の強化、住民との協働で魅力情報の発信を掲げており、インフラの整備とともに観光振興を推進している。

一方で、平成29年度に設立した「東栄町観光まちづくり協会」では、「美」をテーマに来訪者に美に関する体験を選び、組み合わせて楽しんでいただく「ビューティーツーリズム」事業を実施する予定である。また、日本で唯一生産しているファンデーションの原料であるセリサイトを使ったコスメづくり体験「naori」事業も引き続き継続していく予定である。

このたび、本町では、東栄町観光まちづくり協会と連携し、熱意とアイデアをもって地域と協力し地域資源の発掘や活用、連携の強化を図ることを目的に、隊員を募集する。

#### (隊員の活動)

- 第3条 隊員は、町及び関係団体等との連携を密にし、次の各号に掲げる活動を行う。
- (1) 東栄町で地域に根差した観光振興に関すること
- ア ビューティーツーリズムの推進に関すること
- イ 「naori」事業の講師及び情報発信に関すること
- ウ その他、東栄町観光まちづくり協会の業務に関すること

# (募集人員および雇用形態)

- 第4条 募集人員は若干名とし、性別は問わない。
- 2 募集する隊員は、東栄町が委嘱する。ただし、町との雇用関係は発生しない。
- 3 東栄町観光まちづくり協会は、隊員を職員として雇用する。
- 4 隊員は、東栄町観光まちづくり協会の就業規則が適用される。
- 5 勤務地は、東栄町観光まちづくり協会とする。

# (労働条件)

第5条 労働条件等は、東栄町観光まちづくり協会の規定による。

時15分
) 有給休
厚生年金

# (隊員の遵守事項)

- 第6条 隊員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 東栄町内における住民やその他関係団体等との信頼関係の保持に努めること。
- (2)活動中の所在を明らかにすること。
- (3) 第3条に規定する活動に係る情報取集に努めること。
- (4)健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。
- (5)活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに観光まちづくり協会事務局長に 届けること。

# (応募資格)

- 第7条 応募資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。
  - (1) 本町へ住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく住民票を移動する意思を有する者であって以下のいずれかに該当する者(委嘱される前にすでに本町に定住または定着している者を除く。)
    - ア 総務省が公表する「特別交付税措置法に係る地域要件確認表」において定める条件不利地域を除く三大都市圏内の都市地域または政令指定都市に住民票を有する 者。
  - (2) 隊員としての活動期間終了後も東栄町内に定住する意思を持っていること。
  - (3) 地域活性化に意欲と熱意を有し、積極的に活動することができると認められる者。
  - (4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項に規定する普通自動車免許を有している者。
  - (5) パソコンの一般的操作ができ、インターネット、SNS 等の活用ができる者。
  - (6) 令和2年4月1日現在において満18歳以上の者。
  - (7)暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずるもの又はその構成員ではない者。

# (募集期間)

第8条 募集期間は、令和2年3月31日までとする。

(応募書類および応募方法)

- 第9条 応募用紙1、2を提出しなければならない。
- 2 応募方法は、応募書類を下記と問い合わせ先まで郵送で提出することとする。ただ し、応募締め切り日の消印を有効とする。
- (1) 問い合わせ先

〒449-0206 愛知県北設楽郡東栄町大字下田字軒山13-7

東栄町観光まちづくり協会 担当 伊藤

電話番号 0536-76-1780

E - mail touei.machi.kankou@gmail.com

# (応募者の選考)

- 第10条 応募者の選考は、1次選考として書類審査を行い、選考結果は応募者全員に通知する。
  - 2 1次選考の合格者は、面接による2次選考を行う。2次選考の日時および場所は1 次選考の結果とともに通知する。
  - (1) 2次選考会場までの交通費は、応募者の負担とする。
  - (2) 2次選考の選考結果は、2次選考の対象者全員に通知する。

### (活動開始日)

第11条 活動開始日は、令和2年度の観光まちづくり協会が指定した期日とする。

### (任用期間)

第12条 隊員の任用期間は、令和3年3月31日までとし、初日から起算して最長3年まで延長することができる。

# (活動報告)

第13条 隊員は、活動内容を記載した活動報告書をひと月単位で取りまとめ、翌10日 までに東栄町観光まちづくり協会に報告する。

# 附則

- この要領は、令和元年11月1日から施行する。
- この要領の一部は、令和2年2月25日から施行する。